

所得税の確定申告

税務課 ☎ 055-948-2918

市が開催する確定申告相談会

とき
2月17日(月)～3月16日(月)
(土・日・祝日を除く)

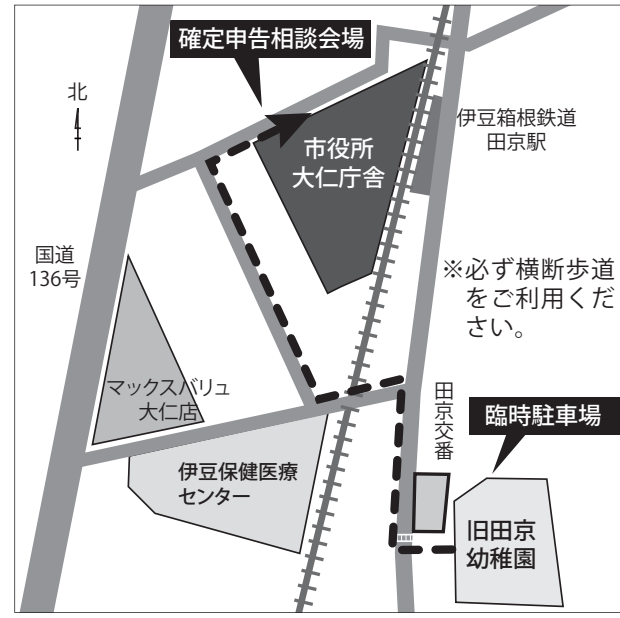
受付時間／9時～11時、13時～16時
※来場者数などにより、予定より早く受付を終了する場合があります。

ところ
大仁庁舎2階 第1会議室

※臨時駐車場を用意していますが、駐車できる台数が限られています。

で、なるべく公共交通機関や乗り合わせなどでお越しください。
その他
○市では、青色申告、譲渡所得、贈与税、消費税及び地方消費税の申告相談は行っていません。三島税務署が開催する確定申告会場をご利用ください。
○各種控除の詳細、計算式、持ち物などについては、国税庁HP、市HPをご覧ください。お問い合わせください。

令和元年分



令和元年分の市・県民税の申告も大仁庁舎で!

期間中は、市・県民税の申告をする人も、大仁庁舎相談会場へお越しください。
※相談会開催中、税務課(伊豆長岡庁舎)では、記入済みの申告書のみ提出を受け付けます。

所得税の還付申告相談会

相談対象者は、確定申告期間前でも申告書の記載・提出ができます。
昨年の確定申告書と見比べるなどして資料を整えたうえ、ぜひご利用ください。

とき／2月13日(木)・14日(金)

受付時間／9時～11時、13時～16時

ところ／大仁庁舎2階 第1会議室

対象
○給与所得者で、医療費控除、住宅借入金等特別控除を受ける人(年末調整後に控除の追加をする人も含む)
○給与所得者で、年の途中で退職して年末調整をしていない人
○給与と年金収入または年金収入のみの人
※事業所得は対象外です。

持ち物
○令和元年分の給与所得または公的年金の源泉徴収票(配偶者特別控除を受ける場合、配偶者の所得がわかるものも必要です)
○控除を受けるための各種資料(証明書・領収書など)
○本人名義の口座番号がわかるもの
○印鑑、筆記用具、電卓
○マイナンバー・本人確認書類の写し

雑損控除の確定申告相談会

☎ 055(987)6711

台風19号により、住宅・家財・自家用車など生活に必要な資産に被害を受けた方を対象に、雑損控除の確定申告相談会を開催します。対象となる資産や計算方法などの詳細は、国税庁HPをご覧ください。

とき
2月6日(木)・7日(金)
10日(月)

受付時間／9時30分～11時30分、13時～15時30分

※来場者数などにより、予定より早く受付を終了する場合があります。

持ち物
○り災証明書の交付を受けている場合には、その証明書(写しでも可)
○被害を受けた資産の明細書(下表の記載例のように損害金額などの整理をお願いします)

注意事項
○損失額よりも受け取った保険金がある場合は、対象外です。
○事業用資産の損失は、雑損控除ではなく、事業所得などを計算するうえでの経費となります。

大仁庁舎2階 第1会議室

持ち物
○被害を受けた資産の所有者、取得時期、取得価額のわかるもの
○被害を受けた家屋の取得価額がわからない場合は、その面積がわかるもの
○被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用、修繕費用などのわかるもの
○被害を受けたことにより受け取る保険金などの金額がわか



確定申告に必要な持ち物として、収入金額がわかるもの、控除を受けるための資料なども忘れずに!

【表】台風19号による被害を受けた資産の明細書(記載例)

| 資産の所有者 | 資産の名称 | 雑損控除理由 | 資産の損害金額(時価)または災害関連支出額 | 左のうち保険金で補てんされる金額 |
|--------|-------|---------|-----------------------|------------------|
| 伊豆 国男 | 冷蔵庫 | 生活資産の損失 | 5,000円 | 0円 |
| 伊豆 国男 | 畳8枚 | 生活資産の損失 | 64,000円 | 0円 |
| 伊豆 国男 | 壁紙張替え | 修繕費 | 200,000円 | 100,000円 |
| 伊豆 国子 | 軽自動車 | 生活資産の損失 | 400,000円 | 300,000円 |

三島税務署による確定申告会場

所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の申告会場です。

とき／2月17日(月)～3月16日(月)
9:00～17:00(受付は16:00まで)
※土・日・祝日を除く

ところ／三島商工会議所 1階TMOホール
※来場者数などにより、予定より早く受付を終了する場合があります。
※期間中、三島税務署内には確定申告会場を設けていませんのでご了承ください。
※三島商工会議所の駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。

☎ 055-987-6711
☎ 国税庁HP <http://www.nta.go.jp/>

持ち物
○収支内訳書、青色申告決算書
○昨年の確定申告書、収支内訳書などの控え(ない場合は、相談に時間がかかったり、正確な記載ができなかったりすることがあります)
○源泉徴収票(給与、配当、公的年金など)
○控除証明書(社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金、医療費の明細書)
○本人名義の口座番号がわかるもの
○印鑑、筆記用具、電卓
○マイナンバー・本人確認書類
※税務署からお知らせはがきや確定申告書が送付されている場合はご持参ください。